

○ 総務省告示第二百六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十六年六月十日

総務大臣 新藤 義孝

第4の表中

945MHz を超え960MHz 以下
1475.9MHz を超え1510.9MHz 以下
1844.9MHz を超え1854.9MHz 以下

を

1

945MHz を超え960MHz 以下

に

改める。